

そこで私たちは、被害者が参加制度を利用して、被害者の生の声を裁判所に直接伝えていくにあたり、弁護士として最善となるお手伝いをすることができるようにとフォーラムを立ち上げたのです。

被害者参加制度ができたとはいえ、「その制度を通して被害者の想いを十分に裁判所で訴えることができた」という被害者はまだまだ多くはありません。制度としてさらに充実させることが必要ですし、そのお手伝いができる弁護士を益々増やしていく必要があります。私たちは、今後もその輪を広げていく努力を進めなければならないと考えています。

被害者参加制度の主役は、いうまでもなく被害者自

身です。私たち弁護士は、あくまで被害者の裏方として、被害者の皆さん自身が十分に思ったとおりに参加できるようにお手伝いをしなければならないのです。

今春には、私たちが参加制度を通じて学んだ成果や教訓、課題を1冊の本にして出版すべく、現在その準備を進めております。その成果は、必ずやこれからの被害者の皆さんの法廷での活動におおいに役立つものと確信をしております。

これからも常に被害者の皆さんに寄り添い、皆さんに学びながら、最善の弁護ができるように研鑽することをお約束してご挨拶に代えさせていただきます。

## 2. 被害者の声

「死刑制度廃止」を軽々に論じる人たちは、家族の生命を奪われた凶悪犯罪の被害者の声を、どのように受け止めるのでしょうか。凄惨な被害の実情と現在の法制度の問題を、5人の被害者が語りました。

### なぜ犯人をそこまで庇うのか

中村 はな (仮名)

裁判長から「主文は後回し」と言われた瞬間「死刑の判決がある！」と強く思ったのですが、一抹の不安もよぎりました。そして「死刑」が下された時「あー、自分達の思いが通じた。娘が念じ続けていたであろう無念さや、悔しさがわかってもらえたんだ」と言葉では言い尽くせない感情が沸き上がってきたのだけは覚えています。

娘は自分の部屋で、留守中にベランダから入り込んで待ち伏せをしていた犯人に襲われ、殺された後、金品を奪われたあげくにその体と部屋を焼かれました。変わり果てた娘との対面は近くに寄ることも許されず、思いきり抱きしめてやることも、顔はもちろん、どこにも触れることもできませんでした。女性として、人として尊厳を傷つけられ、とてつもない恐怖の中で誰に助けを求めることもできないまま殺されたことはわかっていただきたいと思います。

犯人は何度も刑務所に入り、平成21年9月に7年の刑を終え満期出所の後、逮捕されるまでの2ヶ月間に何度も重大事件を犯しています。娘がそんな凶悪な犯人にすべてを奪われるなんて日本の治安はどうなってしまったんだろうか、どこにも当たりようのない怒り、娘を守ってやれなかった悔しさ、自責の念が体中をよぎりました。その思いは生涯続くでしょう。

前科がいっぱいあっても、矯正教育ができていなくても、満期出所したら一般の社会人として扱われる。それで再犯は本当に防げるのでしょうか？ 何か対

策を講じなければ被害者は増え続けると思います。量刑も然りです。犯人は公判中に「命をもって償う」と何度も言っていました。悪びれず平然としている態度に、それは口だけだと思っていました。案の定「死刑」の判決後控訴しました。

加害者ばかりに何度も言い訳をする機会が与えられ、被害者は何ひとつ言えないのです。こんな不条理はありません。親としてやれる最低限のことは犯人に「死刑」という極刑をつきつけることしかありません。

永山基準を持ち出し「死刑」は不当だと控訴した犯人の弁護人たち、他にも不当の理由を並び立てていますが、本当にそう思っているのでしょうか。ただ「死刑」回避だけのために、本質を忘れていないのでしょうか。なぜ死刑に値する犯人をそこまで庇うのか、何の非もない被害者の命より、加害者の命が大切なのでしょうか。私たちは、死刑判決が高裁でも支持され結審されることを強く信じています。そして1日も早くこの世から犯人がいなくなしてほしいと。いつまでも犯人に振り回されたくないのです。娘とだけ向き合って、少しでも前に進んで行こうと思います。

### 被害者数で量刑が決まる不条理

磯谷 富美子

私は、2007年8月24日から25日にかけて起きた、俗に言う闇サイト殺人事件で、31歳の娘を惨殺され亡くしました。主人を亡くした後、当時1歳9ヶ月だった娘を生きがいに、事件までの30年間を一緒に

暮らしてきました。私にとって、かけがえのないたったひとりの大切な家族でした。

見知らぬ方からの「日本の司法では、ひとりの被害者では死刑にならないだろう」という手紙をきっかけに、私は極刑を求める署名活動を開始しました。被害者ひとりでも、行った犯罪内容に見合う全員死刑という新しい判例を、娘の生きた証として残してあげたいと思って活動を開始しましたが、司法の壁はとてつもなく厚く高く、何も変えられませんでした。この5年間の闘いは何だったのか、とても虚しい気持ちです。

この事件は、犯人の川岸が携帯電話の闇サイトに、犯罪仲間を集う書き込みをしたのがきっかけで、そこに集まった堀、神田とともに3人で起こした事件です。1審の判決は、3人とも死刑の求刑に対し、神田、堀は死刑、川岸は、自首減刑で無期懲役でした。検察も被告3人を控訴しましたが、その後、神田が控訴を取り下げ死刑が確定しました。2審判決は、堀、川岸ともに無期懲役でした。検察は川岸の上告を断念し、無期懲役も確定。堀のみ上告していましたが、去年、最高裁は上告を棄却。堀の無期懲役は確定し結審しました。全員死刑判決で結審し、刑が速やかに執行されることを望んでいましたが、娘の無念を晴らせなかった悔しさと、司法に対する不信感だけが残りました。

堀を死刑から無期懲役にした2審判決は、初めて会ってわずか数日で犯行を計画実行しているのが犯罪傾向性が進んでいないとし、更生の可能性を選択しました。しかし初めて会ってわずか3日でこのような犯行を計画実行しているということは、人の命を奪うことになら躊躇もしていないということで、犯罪傾向性は進んでいると見るべきではないでしょうか。心理鑑定の結果も、犯罪親和性は低いと結論づけました。結果、「被害者がひとりである本件では、死刑選択がやむを得ないと言えるほど悪質な要素があったとはいえない」とし、最高裁もこれを支持しました。

しかし、これで終わりませんでした。堀の無期懲役が確定してからひと月も経たずして、堀は、14年前の夫婦強盗殺人事件の容疑者として逮捕され、起訴されました。これで2審の裁判官や犯罪心理鑑定士の判断が誤りだったことが明らかとなりました。

これまでに凶悪犯罪への傾向を示すものがないことも、犯罪傾向性は低いと判断された要因でした。しかし娘の事件の9年前に、面識のない人を2人も殺していたのです。こうした実例を前にすると、前科をどこまで量刑に反映させるのか疑問です。また、死刑選択に、被害者の数が重要視されることにも疑問を感じました。計画的な無差別強盗殺人のどこが「死刑を

選択するほど悪質ではない」と言えるのでしょうか。犯罪の内容こそ一番重要なのではないのでしょうか。

私は判決が出る度に、控訴や上告をしていただくよう検事さんに何度も意見書を提出し、最高検事総長や名古屋高等検察庁検事長宛に上告のお願いの手紙も出しました。そのために、判決文や公判記録を何度も読み返しましたが、それは娘の殺害状況を頭の中に刷り込むことになり、とても辛く苦しい作業でした。

堀は2審の裁判で無期懲役に減刑された途端、何も言ってこなくなりました。本気で反省し謝罪する気があったら、1998年に犯した夫婦強盗殺人事件も、自供していたはずですが、2審判決も堀に対し「自らがした行為に対し正面から向き合って真摯に反省しているとまではいえない」としています。凶悪重大事件を犯し、4年近く経っても反省できない人を、なぜ更生の可能性があると判断できるのかとても不思議です。また、事件を犯したことについても、「ばれなければそれでいいや」との気持ちで、事件を隠ぺいすることしか考えていませんでした。もうひとり自首減刑で無期懲役が確定している川岸受刑者も、1審判決が下されたその日の取材に、「今でも悪いことはばれなきゃいいという気持ちは変わらない」と答えています。

これまでの裁判を通し、身勝手な欲のために人の命を簡単に奪える者は、善悪に対する根本的な考えが一般の人とは違うことを知りました。被告の1人は、殺害行為は仕事感覚だと言いました。ゴキブリを殺すのと一緒だと。どのような人間であれ、最低限の道徳心は持ち合わせていると思っていましたが、それは大きな間違いで、どうしようもない人間が存在することを認識する必要があります。加害者の更生という未来の不確定なことを前提に裁くのではなく、真面目に生きている人を守ることを優先して裁く司法であって欲しいと思います。

犯罪被害者遺族となった私が切に願うのは、二度と同じような被害者や遺族を作って欲しくないということです。そのためにも司法も含め社会全体が変わっていくことを願っています。

## 死刑囚の速やかな死刑執行を望む

宮園 誠也

私の長女 真弥は、平成11年9月8日、東京の池袋の繁華街で白昼通り魔に襲われ29歳で亡くなりました。この事件では8名が襲われ、娘と66歳の女性が亡くなり、6名が重軽傷を負いました。通称「池袋通り魔事件」と呼ばれています。

真弥と私たち家族を「どん底に」突き落とした犯人は、造田という23歳の男でした。造田は身の不遇を国や社会のせいにして自分より恵まれた環境にいる人を妬み、誰でもいいから大勢の人を殺したかったと供述しています。そして、たまたまそこを通りかかった市民を無差別に襲ったのです。初公判は平成11年12月東京地裁で開かれ、2回の精神鑑定ののち、平成14年1月結審、死刑判決が下されましたが造田は即日控訴しました。平成15年9月、2審の東京高裁も1審の地裁判決を支持し死刑判決を下したので、造田は再びこれを不服として最高裁に上告しましたが、最高裁は上告を棄却。平成19年4月、造田の死刑が確定しました。平成24年12月で、死刑が確定してから5年8ヶ月が過ぎました。刑事訴訟法475条は、死刑確定から6ヶ月以内に刑の執行をすることを定めており、「死刑の執行は法務大臣の命令による」と明記されていますが、いまだに死刑は執行されていません。

平成21年9月、民主党内閣の法務大臣に就任した千葉景子氏は死刑制度廃止派として知られ、1年近い間死刑の執行を停止していましたが、選挙に落選して退任間際の平成22年7月、2人の確定死刑囚の執行を命じた後、法務省内に「死刑制度のあり方についての勉強会」を設置した後、法務大臣の座を降りました。後任に柳田稔、仙石由人、江田五月、平岡秀夫と、わずか1年4ヶ月の間に4名が法務大臣の座に着きましたが、ひとりも死刑を執行しませんでした。この中で江田氏と平岡氏はともに死刑制度廃止派として知られ、そもそも当初から法務大臣のポストを受けるべきではなかったのです。

平成24年1月、新たに法務大臣に就任した小川敏夫氏が3月に3名の死刑を執行し、続いて6月に法務大臣に就任した滝実氏が8月に2人、9月に2人と計4名の死刑執行を命じました。しかし未執行の確定死刑囚の数は、平成24年12月現在、過去最高の133名に達しています。

平成22年の内閣府の世論調査によると国民の86%が死刑制度を支持し、国民参加の裁判員裁判でも18件の死刑の求刑に対し、14件に死刑が下されています。このような状況の下、時の法務大臣が死刑の執行を命じないのは、司法の死刑判決を行政が無視している違法行為であり、国民の司法に対する信頼を裏切るもので絶対に許すべきではありません。

死刑廃止論者は、口を開けば「人が人を殺してはならない」「生きて償うべきである」等と声を大にして叫んでいます。死刑囚の犠牲になった無辜の市民は「人」ではなかったのか、私はこの言葉を聞くたびに

「はらわた」が煮えくり返る思いがします。草葉の陰から見守っている娘や犠牲者は、この言葉に怒りと悲しみでどんなに悔しい思いをしていることでしょうか。死刑廃止論者は、「国家が人を殺してはならない」と言っていますが、どの国でも、国は国民の生命・財産を守る責務があり、そのため「法」を定め、規範を犯したものに相応の刑罰を与えています。死刑はその刑罰の一種であって、無辜の国民を殺めた死刑囚の刑の執行と同一に論ずるものではありません。

死刑廃止論者の中には「刑が執行されても被害者の命が戻るわけではなく、心が癒されるわけでもない」などと被害者・遺族の心を逆撫でして苦しめるものもいます。もし自分の愛する家族・子どもが残酷な犯行で殺されてもこんな発言ができるのでしょうか。被害者の遺族の立場にわが身を置き換えて考える思考力の無いエセ人権論者であると思います。

死刑廃止論者は、「生きて償う」「生かして償わせる」等と軽々しく、人の命を論じますが、「かけがえの無い命」「地球よりも重い」とたとえられる命をどういう方法で償うのでしょうか。人の命はリセットできません。償いを受ける被害者は彼が殺めた人であり、もうこの世にはいません。獄窓に生きている死刑囚が何を、どうやって、被害者に償うのか。死刑廃止論者は私たち遺族に具体的に示すべきです。ハムラビ法典の「目には目を」「歯に歯を」という「同害報復」の法に見習えば、何の罪も無い市民の基本的な人権である命を奪ったものは「命には命を」もってなすべきです。私はこれが死刑囚に最もふさわしい償いのあり方であると信じます。死刑囚は、従容として死刑の執行を受けることが被害者・遺族に対するせめてもの謝罪であり、それによって遺族は悲しみや喪失感・自責の念は無くならないものの壊された人生の被害回復の一步を踏み出すことができるのです。

## 殺人事件の加害者は命をもって償いを 近藤 小枝子

私の主人は、会社の商権を持ち逃げしてやめた元上司の裁判を担当していて、元上司に逆恨みをされ、帰宅途中自宅の前で5人の若者に拉致され、殺されました。主犯の元上司酒井のたった10万円をくれるという誘いを、ほとんど仕事らしい仕事をしていなかった若者5人が引き受けたのです。1ヶ月間行方不明の後、主人は遺体となって帰ってきました。主人が行方不明の間も大変つらい日々でしたが、主人が殺されてしまったことがわかった後も、私たちには想像を

絶する日々が待っていました。我が家には事件を知った知り合いなどが頻りに訪ねてきました。大変な事務量の仕事が待っていました。それ以外に、私自身の仕事もしなければなりません。私は毎晩2時ごろにやっとお風呂に入り、疲れて、このままここで寝てしまえば死んでしまう、そうしたらどんなに楽だろうと思いました。でも、子どもたちはどうなってしまうだろうと思ひ、毎日やっとの思いで生きていました。

小学生の息子は「お父さんにとって僕は悪い子じゃなかったかな」と言いました。娘は誕生日に外食をしても、「お父さんだけ食べられないから私もいらない」と大好きなケーキも食べません。運動会、学芸会、入学式、クリスマスなど、お父さんがいるシーンに出会うたびに子どもたちはつらい思いをしてきました。どうして私たちはこんな悲しい思いをしなければならないのでしょうか。犯人たちを全員死刑にしてもらいたい。それしか私たちに希望はありませんでした。

裁判が始まり、そこで私たちは初めて、主人が集団で残酷に殴られ、蹴られ、車に押し込まれ、ガムテープで体中をぐるぐる巻きにされて、必死に命乞いをする口を塞さがれ、息のできない状態にさせられ、主犯の実家に放置されて殺されたことを知りました。毎月2回、半年続いた裁判は、とてもつらいものでした。

拉致した若者たちは口々に、「拉致はしたけれど、死ぬとは思わなかった」と言い、殺人のようなことに誘って、お互いに対して悪いことをしたと気遣って泣いているのです。加害者と家族は、ひたすら自分と家族を守ること、刑を軽くすることをしゃべりまくっているのです。当時中学生の娘はお父さんの悲惨な殺され方を聞かされ、声をあげて泣きました。すると裁判所の人に怒られて、これ以上、声を上げるようであれば退廷であると告げられました。被害者参加制度のまだなかった裁判では、犯人にどんなうそを言われても、被害者は傍聴席でただ声を出さずに泣くことしかできなかったのです。そして判決は余りにも軽いものでした。主犯酒井、懲役17年、坂本、13年、高橋、10年、3人の若者は懲役6年でした。犯人たちは前科がなく……裁判長は淡々と刑を言い渡し「まじめに刑務所で務めれば、刑期より早く出られますから」という励ましのお言葉付きでした。

主人は人一倍努力してまじめに働いていて殺され、殺人犯たちは刑務所で短い時間働けば、反省もなく、再犯のおそれがあっても社会に帰ってくるのです。努力もせず、働きもせず、自分の利益だけを求めて生きていた人間たちに、「一度なら、ひとりなら人を殺しても仕方がなかったね」と、

国が全力で守ってくれる。「日本はこんな国であったのか」と絶望しました。

被害者はすべてを失い、遺族もまた地獄の苦しみを味わう殺人。裁判員制度が始まって、加害者への刑が重くなってきたと感じます。極悪非道な加害者が更生するかもしれないわずかな希望にかけるよりも、多くの真面目に働く国民を守ることが先決だと国民が考えているからではないでしょうか。

2009年世論調査では、死刑制度存続を支持する国民は85.6パーセントを占めています。これも、国民が安心して暮らすためには「死刑制度」を存続すべきだと考えていることを示していると思います。

子どもたちには幼い頃から加害者にならないための教育と環境を、冤罪を生まないための警察の捜査力の強化を、再犯を生まないための刑務所での教育を、など課題はたくさんあると思います。それらは急務です。しかし、被害者も国民も死刑制度を廃止することは願ってはいません。むしろ最低でも「罪のない人を殺めたら、自分の命を持って償うしか方法はない」。加害者たちに対して、これくらいの厳しさがあれば、我が家のような殺人事件は少しでも防ぐことができたとはいえます。加害者に限りなく甘い社会に未来があるととても思えません。これは我が家の事件を通じて私の周りの多くの皆さんが感じた感想です。

最後に、どうにもならない哀しみの中、私たち被害者を支えてくださった多くの皆様に感謝申し上げて、私の話を終わります。ありがとうございました。

## 理不尽な少年法の壁

鈴木 八恵子

私はひとり息子を罪もないのに少年たちに撲殺され、今はたったひとりの80過ぎの年寄りです。息子は冬の夜道で突然襲われ殺されました。その時は、身元不明の遺体が我が子とは知りませんでした。2、3日



後の新聞に載った「駅の監視カメラ」に写った写真を見て息子とわかりました。顔のないような殺され方なので着ていた服装で捜したそうです。それから運命が一変しました。平凡な日常から地獄の日々でした。

私ひとりなので泣きながら警察などあちこち歩き回りました。そして何も悪いことをしていないのにひどい殺され方をして、どんなに「恐怖で痛く苦しく無念だったろう」、また薄れゆく意識の中で独り残される母を思って「母さん」と呼んで死んでいったのかと思ひ大声で泣き続けました。その時思いました。「少年法」のことで。大人以上の悪をやる「殺人少年」でも「少年法」でガッチリと守られ、絶対に死刑にならず2、3年で少年院を出てしまう。名前も顔も隠されて。

事件から1ヶ月後、東京地検から1枚の通知書が届きました。少年2人の名前と強盗殺人の罪名。その後、もう1人の少年院帰りの25歳の成人男性の通知がきました。「強盗致死」と書いてありました。後にも先にも通知はそれだけです。殺人少年2人は3年も経たずに少年院を出ました。これも保護観察所に向きわかったことです。

成人男性の判決は懲役12年で、一昨年、仮釈放されました。その後保護観察期間も終わり、今は全く自由の身となり、人を殺したことなど頭の片隅にもなくしゃあしゃあと3人とも生きていくでしょう。日本の法律は「悪の味方」だと思いました。鬼のような殺人者でも庇い、罪もなく殺害された無念の被害者のことは知らんぷり。悔しいことばかりです。

無知な母は、悲しみの中、ひとりで歩き回りました。少年側には付き人という弁護士が必ず付いて助けています。私たち被害者遺族にはそういう制度もなく、この先どうなるのか心細い毎日でした。少年審判には被害者遺族は参加できない。こんな理不尽な裁判があるなんて遺族になって初めて知りました。生きている少年は自分に都合のいいことだけ言うでしょう。

被害者は「死人に口なし」で遺族は蚊帳の外。私は審判に出席して、少年たちが息子の最期の様子をどのように言うか、言い訳するか、顔も見たいこの耳で聞きたい。息子の最期を知っているのは犯人だけなのです。こんな不公平な裁判がありますか。そしていつの間にかどこかの少年院に入り、いつの間にか出てしまう。少年院に入れる前に親と一緒に被害者の元に来て謝り、罪の重さをわからせてから入れるべきです。

不幸な生い立ちだ、社会が悪いという人がいますが、社会が悪かったら日本中犯罪者だらけです。悪いのは家庭だと思います。マスコミには殺人少年やその親の名前も出ません。全て少年法で守られ、世間の目

にふれないよう真綿でくるむように大事にされているのです。「少年の人権だ。将来があるのだ」と唱える人たちがいますが、被害者にも人権も将来も夢も希望もありました。母の私も小さい夢を持っていました。

息子は暗い夜道を歩いていて、少年院帰りの青年と中学生2人にいきなり暴行されたのです。青年は見張りと命令。少年2人はいきなり息子の顔を殴り、1人が首に腕を巻き付けて倒し顔面腹部などを何回も足蹴りしぐったりとした息子から金を取り、生きていても抵抗できない状態にあったのに草むらに引きずり込み丸太棒で2人が交互に5、60回殴りその場に放置し、その足でレストランに行き盗んだ金で飲み食いしたのです。まさに地獄絵です。この場面は何年経っても片時も頭から離れません。

警察で遺体に会いました。おばけが歯を剥き出した怪獣のようなものすごい顔でした。それもほんの一部です。あとは頭から身体全体包帯でぐるぐる巻きです。血液型や体の特徴を聴かれた訳がわかりました。顔がないのですから。でも、母の私はわかりました。自分のお腹を痛め生み育てた我が子です。刑事さんが言いました。「何年も殺人現場の死体を見てきたがこんな酷いのは初めてだ」と。私は息子の最期の断末魔の形相をしっかりと目に焼き付けました。「ぶっ殺してやる」と泣き叫びました。少年の親に見せてやりたかった。見るべきです。自分の子どもの鬼畜の正体を。

「絞首刑は残酷だ。死刑反対だ」という人たちがいます。私はこの人たちに息子の顔のない死体を見せてやりたい。死刑囚は痛みも苦しみもなく一気に死ぬるでしょう。罪のない我が子を殺された母は大声で言います。「絞首刑なんて軽すぎる。被害者を殺したのと同じ方法で死刑にしてもらいたい」。惨殺されていく地獄の苦しみを味わわせてやりたい。「罪を憎んで人を憎まず」とか「生きて罪を償え」とかきれいごとを言っている人たちがいます。この人たちは大事な家族、我が子が罪もなく殺されたことがあるのですか。後に残った悲しみの遺族に会ったことがありますか。

反省しているから謝罪しているからと罪を軽くする判決がでますが、口では何でも言えます。そんな殊勝な気持ちがあったら最初から人を殺しますか。また、お金や品物は返せても命は絶対に戻ってきません。償いとは被害者本人にすることです。「更生、更生」と言いますがそれを言うなら被害者を元気な姿に戻してから言ってもらいたい。どこまで殺人者を庇うのですか。一番に考えるのは被害者の命です。人権です。人間の一番の宝は命です。その命を罪もないのに絶たれたのです。殺人者も死ぬのが当然です。それが

人間としての償いです。少年院、刑務所に何年入っていても償いにはなりません。生きているのですから。

少年院、刑務所は全て無料。使われるのは私たち被害者も払っている税金です。また、無料の国選弁護士が付きます。被害者側は自分のお金で弁護士さんを頼みます。すべて自分のお金です。お金がなかったら葬式もできません。少年院、刑務所は無料の職業訓練所です。少年院は処遇ではなく保護更生を建前としているのです。少年院で2、3年教育して真人間に戻くらいなら子どもが強盗殺人なんてやりますか。主犯格の青年も少年院を出ていなかったら息子は殺されることはなかったのです。悪い奴に対しての刑罰がすべて軽すぎると母は司法を恨みます。

### 3. 死刑制度について

日本において、なぜ死刑制度は存置させるべきなのか、死刑執行停止を求める日弁連による活動には問題がないのか、日本において死刑はどのように執行されてきたのか。弁護士5人が意見を述べました。

#### 元検察官からみる死刑

山田 廣

私は、4年ほど検察官をしておりました。検察官は、殺人や強盗殺人などの凶悪事件では、事件の発生からまもなく犯罪現場を目の当たりにし、遺体の解剖に立ち会います。凶悪事件の現場は、惨いの一言に尽きます。目を背けたくくなるような遺体の惨状です。解剖時、遺体の顔は、苦しみで歪んだままです。いくら経験しても解剖が終わった後、事務官と一緒に検察庁に戻るときは、しばらく口をきく気力もわきません。

遺族にお会いすると、涙を流しながら重い口をやっと開き、悔しい思いを切々と語ります。また事件現場の様子を教えてくださいと言われますが、どうしたらよいか迷うこともあります。遺族の無念さに接し、心の底から怒りが湧いてきます。人を殺めておいて、命の価値や重みを何ら顧みない被疑者に対し、被害者は当然ながら死刑を求めます。ごく自然な応報



何年か前、少年犯の弁護士は「人命は地球より重いから死刑は反対」とか、また、「人を殺しては駄目」と言ったとか。最初に殺された被害者は人ではないのですか。人間ではないのですか。虫けらですか。いいえ息子は人間です。まだ生きていたかったです。

この13年間、私は癌を2度も手術し、その他、年相応に体の調子も悪くなりましたが、息子の分まで生きることが供養と思い「コンチクショウ」と空元気で生きています。若いとき、しっかりと働き貯めたお金で今は老人ホームで生活しています。そしてあすの会の遺族、仲間にも励まされ支えられて元気をもらっています。人間としての最大の不幸は罪のない我が子を殺された親です。母親です。

感情です。

死刑制度については、昭和23年の最高裁判決により、日本国憲法は死刑の存置を想定し、死刑の威嚇力によって一般予防をし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根元を絶ち、もって社会を防衛しようとしたものとされ、また永山事件判決でも、罪刑均衡の見地からも一般予防の見地からも、極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択も許されるとされました。刑罰の特別予防の見地から、矯正不可能な凶悪犯には、再犯可能性を完全に根絶する手段として死刑は認められるというのが判例の考え方です。死刑制度については、実に国民の85.6パーセントもの多数が支持しています。

ところで、私は死刑を存置する実質的な根拠を、日本人の道徳観を根本に据えるべきと考えています。つまり、長い歴史の中で培われた社会秩序や人倫的文化を維持するためには、場合によっては死刑をもって行為者を社会から排除しなければならないということです。

これだけの大多数の国民が死刑を支持するということは、わが国において、社会的秩序と人倫的文化の維持のために、死刑は絶対的に必要であるということが、国民的道徳観として定着していることを示しています。江戸時代に法制化されたあだ討ちは、多くの市民から賞賛、支持され、明治6年まで継続しております。日本人の精神性の中には、他人の命を奪った場合、場合によっては自らの命をもって償うべきである